

【ポスター発表】

ヤングケアラーの支援体制に関する一考察 — 要保護児童対策地域協議会での対応に向けて —

種智院大学 福井 未来 (010238)

キーワード：ヤングケアラー・要保護児童対策地域協議会・要支援児童

1. 研究目的

本研究では、ヤングケアラーの支援における課題を整理し、具体的支援体制を提起することを目的として、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム会議」（以下連携プロジェクトチーム会議）における支援方法に関する議論を検証する。

2. 研究の視点および方法

連携プロジェクトチーム会議は、文部科学省と厚生労働省が連携して継続的にヤングケアラーについて検討するという画期的な会議であり、この会議の報告を踏まえた留意事項等が大阪市等いくつかの市町村で示される等、ヤングケアラー支援において影響力のある会議だったことに鑑み、この会議の議事録及び資料の全てから、支援に関する発言を抜き出して検討する。

3. 倫理的配慮

本研究では、すでに公開されている資料・議事録を対象としている。日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に即して実施する。なお、本研究に関連したCOIは生じない。

4. 研究結果

第1回連携プロジェクトチーム会議では、ヤングケアラーの話を丁寧に聞くことのできる仕組みづくりや、発見者が相談支援につなぐための窓口を自治体が設けていくことの必要性、自立支援が必要であること等が示された。第2回会議では、保護者への具体的な支援の必要性が論じられた。第3回会議では、医療ソーシャルワーカー等の専門職が、ヤングケアラーを介護力だと認識し支援につなげないという問題が指摘された。第4回会議では、ピアサポート等の悩み相談や、福祉サービスのつなぎ等相談支援の推進、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実、NPO等と連携した学習支援の推進、ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討、幼いきょうだいをケアするヤングケアラーへの支援が明示されている。第5回会議では、スクールソーシャルワーカーの増員について提案があった。

5. 考察

ヤングケアラーの発見においては、教育現場だけでなく、医療、福祉、介護等からの情報提供が不可欠であろう。また、情報の集約、役割分担、継続支援等を行う上では調整機

関が必要であり、要保護児童対策地域協議会（以下要対協）が適すると考えられる。その上で、直接支援していくのは、ヤングケアラーの所属機関に配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが中心となることが現実的であろう。守秘義務が守られた上で、子どもの所属が変わっても途切れることなく情報共有し、18歳まで継続的にケース管理していく必要がある。要対協が窓口になれば、関係機関は安心して連絡することができる。「障害のある親や家族と住んでいる＝ヤングケアラーではない」（連携プロジェクトチーム第1回会議 議事録 p.21）とあるが、医療機関等は、家庭状況の詳細が掴みきれていなくても要対協に連絡し、要対協が調査し、対応を検討していくことが望ましい。虐待通報と同じように、少しでも心配な状態があれば不確かでも連絡するという状況が作られなければ、問題が表面化しにくいヤングケアラーの発見に係る現状への変化は望めない。

ヤングケアラーの問題は、子どもの権利侵害の側面をもち、不適切養育の状況にある。そう考えるならば、ヤングケアラーは、要保護児童または要支援児童であり、そもそも要対協が対応すべき範疇にある。また、すでにネグレクトや養護ケースとして対応している可能性も高い。安部（2019）は、「今まで行われたヤングケアラーに関する調査では『子ども虐待』という視点が欠けている。一方、筆者を含めた『子ども虐待』の調査研究では、ヤングケアラーという認識は持たれていない。」と言及している。おそらくどの自治体でも、虐待として対応した場合、一定期間問題がないことが確認されるとケース終結となり、要対協のケース管理から外す。しかし、虐待が起きないように子どもがきょうだいの世話や家事等本来保護者が担うべき部分を補うことで問題が表面化しない状況になることも想定できる。つまり、子どもの置かれた状況を多面的に分析した上で、種別に捉われることなく、その育ちを見守ることが重要で、虐待だけではなく、養護等その他の種別に区分される要保護児童や要支援児童のケース管理を継続していく必要がある。要対協に登録されているケース数（厚生労働省,2016）を参照すると、政令指定都市・児童相談所設置市や人口30万人以上の市・区で登録されている要保護児童と要支援児童の割合は、約7：3、人口10万人以上30万人未満の市・区や人口10万人未満の市・区では、約6：4、町や村では、約5：5となっており、人口規模の大きな市・区になればなるほど、要保護児童の割合が高い。人口規模の大きな市・区では要支援児童への支援が行き届いていない可能性が推察される。7人に1人の子どもが貧困状態にあり、児童の自殺や不登校が増加する中で、ヤングケアラーを含めた何らかの支援が必要な子ども、辛い思いをしている子ども、子どもらしい生活ができていない子どもたちへの支援体制に関して、体系的に見直されることが求められる。

本研究は、会議資料及び議事録をもとに筆者の視点を述べたにとどまる。今後、要対協事務局等への調査を通じて、各地域の支援体制の実態を確認することで、今回提起した視点を根拠づけ論究していくことが課題である。